



チリリン・タイム



中・高生

事故にあわないためには、どうすればいいの？

【自転車の危険行為について】

高校生のA子さんが自転車で道路を走行していると、スマホにメッセージが届きました。A子さんは内容が気になってしまい、自転車を運転しながら携帯電話を開いて操作しました。すると、前から歩いてきた歩行者に気づかずにぶつかってしまい、歩行者に怪我をさせました。

Check!

自転車における危険な行為

どんなことが危ないの？



【信号無視】



【通行区分違反】

(右側通行等)



【一時不停止】

一時停止の標識や停止線で止まらなないと、安全確認が不十分になり、優先道路を進行する車両等と衝突する可能性がある。

【二人乗り】



確実なハンドル、ブレーキ操作ができない！危険！

【歩道通行】

歩道は歩行者優先。自転車が自分勝手な運転をすると、歩行者の進行を妨げたり、事故の原因になる。

【携帯電話使用】



視野が狭い！危険！

【無灯火】



暗くて周りが見えない！周囲に自分の存在を示せない！危険！

【イヤホン等使用】



周囲の音が聞こえない！危険！

【傘差し運転】



周囲が見えない！確実なハンドル操作ができない！危険！

【並進】

並んで走行すると、道路上で幅を取ることになり、他の車両等の進行の妨げになる。

飲酒運転なんてもってのほか！

【その他】



令和5年1月～7月末
神奈川県内の中・高生で特に多いのは

1位 並進

2位 イヤホン等使用

3位 無灯火

様々な危険行為の中でも、

特に**重大事故**に発展しやすいといわれるのは・・・

信号無視



道路上においては、全ての人に対して信号を守る義務が課せられています。

自分が走行している前方の信号を守らないと、他方向の信号を守って進行してくる車両等に接触し、大きな事故につながりやすくなります。

指定場所一時不停止

一時停止の標識標示のあるところでは、停止線の直前で停止をして周囲の安全を確認しなければなりません。

一時停止をせずに進行すると「飛び出し」につながり、事故に遭ったり起こしたりする原因になり大変危険です。

歩道通行

自転車で歩道を走行することは例外にあたります。

歩道を走行する際は、車道寄りを徐行したり、歩行者の進行を妨げるおそれのあるときには一時停止をしなければなりません。

歩行者と接触し怪我をさせてしまうと、加害者になる可能性があります。



通行区分違反

(右側通行等)

自転車は車両の仲間なので、車道の左側通行が原則です。

また、自転車の通行が認められていない歩道や路側帯もあります。

自転車で右側通行などすると、歩行者と接触する可能性があったり、道路状況によっては自動車のドライバーから見落とされやすくなり、大変危険です。

止まれ
STOP

～実際にあった危険行為によって起きた事故～

ケース1

高校2年生の男子が自転車を運転中、一時停止の標識を無視して交差点に飛び出し、交差道路を通行していた乗用車と出会い頭に衝突し重傷を負った。



ケース2

夜間、高校1年生の女子が無灯火のまま自転車を走行させた上、携帯電話の画面に気を取られ、前方の歩行者に気づかず衝突し、歩行者に歩行困難となる後遺障害を負わせた。

裁判所



左記のように自転車事故で自転車側にも違反があった場合、特に加害者の時には損害賠償を負うこととなります。

しかし、お金を払ったからといって事故がなかったことになるわけではないし、命はお金に代えることができません。

事故の被害者にも加害者にもならないよう、交通ルールをしっかり守りましょう。

過去のチリリン・タイム
はこちら！

